

大和市国民保護計画

(資料編)

大 和 市

目次

1 法令等.....	1
1-1 国民保護関係.....	1
1-1-1 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令.....	1
1-1-2 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準.....	9
1-1-3 火災・災害等即報要領.....	18
1-2 大和市国民保護関連条例等.....	41
1-2-1 大和市国民保護協議会条例.....	41
1-2-2 大和市国民保護対策本部及び大和市緊急対処事態対策本部条例.....	42
1-2-3 大和市災害派遣手当及び大和市武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例.....	43
1-2-4 大和市国民保護協議会運営要領.....	44
1-2-5 大和市国民保護協議会傍聴要領.....	45
1-2-6 大和市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要領.....	46
1-2-7 大和市消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要領.....	57
2 避難.....	67
2-1 人口等.....	67
2-1-1 地区別人口と世帯.....	67
2-1-2 昼夜間人口.....	72
2-1-3 大和市日常生活圏域高齢者等統計.....	73
2-1-4 指定避難所一覧.....	74
2-1-5 災害対策用備蓄倉庫一覧.....	76
2-1-6 備蓄品一覧.....	78
2-2 交通.....	79
2-2-1 大和市内の一般国道・県道の状況.....	79
2-2-2 大和市幹線道路一覧.....	80
2-3 その他.....	81
2-3-1 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方.....	81

Ⅰ 法令等

Ⅰ-Ⅰ 国民保護関係

Ⅰ-Ⅰ-Ⅰ 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

平成 17 年 3 月 28 日号外総務省令第 44 号
最終改正: 令和 6 年 11 月 29 日号外総務省令第 102 号

(安否情報の収集方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。)第九十四条第一項及び第二項(法第百八十三条において準用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。)第二十五条第二項(令第五十二条において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、法第九十四条第一項及び第二項(法第百八十三条において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第三条 法第九十五条第一項(法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項(令第五十二条において準用する場合を含む。)に規定する事項を様式第四号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第九十五条第一項(法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の資格確認書、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを

得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第四条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第五条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長が法第九十五条第一項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第九十四条第二項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則[平成一八年三月三十一日総務省令第五〇号抄]

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

附 則[平成二七年九月一六日総務省令第七六号抄]

(施行期日)

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律[平成二五年五月法律第二七号](以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。)附則第一

条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。〔後略〕

（経過措置）

第二条〔一項略〕

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

一・二〔略〕

三 第十一条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第三条第二項

四・五〔略〕

附 則〔令和六年十一月二十九日総務省令第一〇二号〕

この省令中「外国人登録証明書」を「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書」に改める規定は公布の日から、「被保険証」を「資格確認書」に改める規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律〔令和五年六月法律第四八号〕附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月二日）から施行する。

三 第十一条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第三条第二項

四・五〔略〕

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑩を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法96条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安 否 情 報 照 会 書

		年 月 日
総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		申 請 者 住所（居所） 氏 名
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第36条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ ）	
備	考	
被照会者を特定するために必要な事項	氏	名
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住	所
	国	籍
（日本国籍を有しない者に限る。）		日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報		
※ 申 請 者 の 確 認		
※ 備		考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A 4とします。
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

年 月 日 総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被照会者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）
	その他個人を識別 するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

1-1-2 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

平成 25 年 10 月 1 日号外内閣府告示第 229 号
最終改正:令和 7 年 8 月 1 日号外内閣府告示第 110 号

(救援の程度及び方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。)第十条第一項(令第五十二条において準用する場合を含む。)の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。)第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十四条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準(次項において「特別基準」という。)を定める。

3 救援を実施する都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長)は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 避難住民(法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。)又は武力攻撃災害(法第二条第四項に規定する武力攻撃災害を言う。以下同じ。)により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者(以下「避難住民等」という。)を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施すること。

ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、一人一日当たり三百六十円以内とすること。

ニ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。

二 長期避難住宅

収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を供与し、これに収容することができることとし、建設して供与するもの(以下「長期避難建設型応急住

宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「長期避難賃貸型応急住宅」という。))又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 長期避難建設型応急住宅

- (1) 長期避難建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これらを適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することが可能であること。
- (2) 一戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、七百八万九千円以内とすること。
- (3) 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。
- (4) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であって日常の生活上特別な配慮を要する複数の者を収容する施設をいう。)を長期避難建設型応急住宅として設置できること。
- (5) 長期避難建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。
- (6) 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十五条第一項本文、第三項から第五項並びに景観法(平成十六年法律第十号)第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第一百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条及び第八条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。
- (7) 長期避難建設型応急住宅の供与終了に伴う長期避難建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

ロ 長期避難賃貸型応急住宅

- (1) 長期避難賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。
- (2) 長期避難賃貸型応急住宅は、救援の指示を受けた日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。
- (3) 長期避難賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ(6)と同様の期間とすること。

三 応急仮設住宅

避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住家を得ることができないものに、建設して供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。))又はその他適切な方法により供与するもの

であること。

イ 建設型応急住宅

前号イ(1)から(6)までの規定は、建設型応急住宅に準用する。

ロ 賃貸型応急住宅

前号ロ(1)から(3)までの規定は、賃貸型応急住宅に準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示(法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。)に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千三百九十円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季(四月から九月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人世帯の	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	世帯員数が六人以上一人
----	-------	------	------	------	------	-------------

	額	の額	の額	の額	の額	を増すごとに加算する額
夏季	一万八千八百円	二万四千二百円	三万五千八百円	四万二千八百円	五万四千二百円	七千九百円
冬季	三万二千二百円	四万四百円	五万六千二百円	六万五千七百円	八万二千七百円	一万千四百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)がその業務を行う場所をいう。以下同じ。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む)を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺(附属品を含む。)

ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

ハ 骨つば及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十三万二千二百円以内、小人十八万五千七百円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(福祉サービスの提供)

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の福祉サービスの提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難住民及び武力攻撃災害による被災者のうち、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者(以下「武力攻撃災害時要配慮者」という。)に対して、応急的に処置するものであること。

二 都道府県知事又は市町村長からの要請を受けて行うものであること。

三 次の範囲内において行うこと。

- イ 武力攻撃災害時要配慮者に関する情報の把握
- ロ 武力攻撃災害時要配慮者からの相談対応
- ハ 武力攻撃災害時要配慮者に対する避難生活上の支援
- ニ 福祉避難所の設置

四 福祉サービスの提供のため支出できる費用は、前号イからハまでの場合は消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費とし、同号ニの場合は消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

イ ロに掲げる世帯以外の世帯 七十三万九千円

ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十五万八千円

(学用品の給与)

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものであること。
- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百

三十二号) 第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 一人当たり 五千五百円

(2) 中学校生徒 一人当たり 五千八百円

(3) 高等学校等生徒 一人当たり 六千三百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の搜索及び処理)

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千七百元以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千九百元以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼ

しているものの除去)

第十三条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第五号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十四万三千九百円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十四条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ロ 医療の提供及び助産

ハ 被災者の捜索及び救出

ニ 福祉サービスの提供

ホ 死体の捜索及び処理

ヘ 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

前 文〔抄〕〔平成二六年三月三十一日内閣府告示第二〇号〕

平成二十六年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二七年三月三十一日内閣府告示第四五号〕

平成二十七年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二八年三月三十一日内閣府告示第一一三号〕

平成二十八年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成二九年三月三十一日内閣府告示第五三四号〕

平成二十九年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成三〇年三月三〇日内閣府告示第五二号〕

平成三十年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔令和元年九月三〇日内閣府告示第九〇号〕

令和元年十月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔令和四年三月三十一日内閣府告示第三八号〕

令和四年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔令和五年三月三日内閣府告示第三七号〕

令和五年四月一日から適用する。

附 則〔令和七年四月一五日内閣府告示第八九号〕

この告示は、令和七年四月十五日から適用する。

附 則〔令和七年八月一日内閣府告示第一一〇号〕

この告示は、公布の日から施行する。

1-1-3 火災・災害等即報要領

〔 昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官 〕

改正 平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号、平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、平成12年11月消防災第98号・消防情第125号、平成15年3月消防災第78号・消防情第56号、平成16年9月消防震第66号、平成20年5月消防応第69号、平成20年9月消防応第166号、平成24年5月消防応第111号、平成29年2月消防応第11号、平成31年4月消防応第28号、令和元年6月消防応第12号、令和3年5月消防応第29号、令和5年5月消防応第55号、令和7年4月消防応第44号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領(平成6年4月21日付け消防災第100号)」、「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付け消防防第246号)」、「救急事故等報告要領(平成6年10月17日付け消防救第158号)」の定めるところによる。

3 報告手続

(1)「第2 即報基準」に該当する火災又は事故((1)において「火災等」という。)が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村(当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。)は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置(火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等)を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものと

する。

- (2)「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3)「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4)「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報……第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報……第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3

号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報……第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反対象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害(該当するおそれがある場合を含む。)について報

告をすること。

(1) 一般基準

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア 地震

(ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

(ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの

(イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

(ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故((2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

(2) 第2の4の(2)のイからオまでのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

Ⅰ 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のe、f 又はg のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

- (エ) 被災者の避難保護の状況
- (オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況(他の地方公共団体の応援活動を含む。)
- ウ 林野火災
 - (ア) 火災概況(火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等)
 - ※ 必要に応じて図面を添付する。
 - (イ) 林野の植生
 - (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
 - (エ) 空中消火の実施状況(出動要請日時、消火活動日時、機種(所属)、機数等)
- エ 交通機関の火災
 - (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - (イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名 _____

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・用途				事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢)		人	死者の生じた理由		
	負傷者	重症	人			
		中等症	人			
		軽症	人			
建物の概要	構造			建築面積	㎡	
	階層			延べ面積	㎡	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 ㎡	
		半焼棟			建物焼損表面積 ㎡	
部分焼	} 計 棟	焼損面積		林野焼損面積 ha		
ぼや						
り災世帯数	世帯			気象状況		
消防活動状況	消防本部(署)			台	人	
	消防団			台	人	
	その他(消防防災ヘリコプター等)			台・機	人	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式(特定の事故)

(1) 事故名(表頭)及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。)第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

- ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の 区 分				
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢)	人			
			負傷者等 人(人) 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消防本部(署)	台	人	
		消 防 団	台	人	
		消防防災ヘリコプター	機	人	
		海上保安庁	人		
自 衛 隊	人				
そ の 他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。)で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果(剤の種類、濃度等)
- ・ 被害の要因(人為的なもの)
 - 不審物(爆発物)の有無
 - 立てこもりの状況(爆弾、銃器、人物等)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 (消防本部)	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)
	計 人	{ 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽 症 人(人)	
不明	人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助 活動状況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

- (注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
 (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公

共同体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年 月 日 時 分
都道府県市町村 （消防本部）	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____（第 報）

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷者	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		うち 災害関連死者	人				半壊	棟	床下浸水	棟	
		不明	人	軽傷者	人		一部破損	棟	未分類	棟	
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)					
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)									
	自衛隊派遣要請の状況	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策									

- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

また、市町村ごとの人的被害・住家被害については、第4号様式(その2)別紙を用いて報告すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村ごとに、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

1-2 大和市国民保護関連条例等

1-2-1 大和市国民保護協議会条例

最終改正：平成17年12月27日条例第40号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、大和市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、在任委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年大和市条例第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

1-2-2 大和市国民保護対策本部及び大和市緊急対処事態対策本部条例

最終改正：平成17年12月27日条例第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、大和市国民保護対策本部（以下「保護対策本部」という。）及び大和市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 大和市国民保護対策本部長（以下「本部長」という）は、保護対策本部の事務を総括する。

2 大和市国民保護対策本部副本部長（以下「副本部長」という）は、本部長を助け、保護対策本部の事務を整理する。

3 大和市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、保護対策本部の事務に従事する。

4 保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、保護対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他本市職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策副本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、保護対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、大和市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1-2-3 大和市災害派遣手当及び大和市武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例

平成17年12月27日条例第43号
最終改正:平成28年3月23日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第32条第1項及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項の規定による本市に派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に支給する災害派遣手当並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条において準用する法第32条第1項の規定による派遣職員に支給する武力攻撃災害等派遣手当(以下これらを「手当」という。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成26年条例2号・28年1号〕

(手当額等)

第2条 手当は、派遣職員が住所又は居所を離れて本市内に滞在することを要する場合に限り、滞在了期間及び利用施設の区分に応じ、別表に定める額を支給する。

2 前項に規定する滞在了期間は、派遣職員が本市内に到着した日から同地を出発した日の前日までの間とする。

(支給方法)

第3条 手当の支給方法は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月28日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月23日条例第1号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

利用施設の区分	滞在了期間	
	公用の施設又はこれに準ずる施設	その他の施設
30日以内の期間	1日に付き 3,970円	1日に付き 6,620円
3060日以内の期間	同 3,970円	同 5,870円
60日を超える期間	同 3,970円	同 5,140円

備考 公用の施設又はこれに準ずる施設とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定するホテル営業又は旅館営業の施設以外の施設をいう。

1-2-4 大和市国民保護協議会運営要領

平成18年2月20日
最終改正：平成21年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、大和市国民保護協議会条例(平成17年大和市条例第40号)第6条の規定に基づき、大和市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 協議会を招集するときは、会議の日時、会場及び議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(委員の代理出席等)

第3条 やむを得ない理由により協議会を欠席する委員は、代理人を出席させることができる。

2 前項の場合は、事前に会長に届け出なければならない。

3 代理人は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。

4 代理人は、委員と同様に協議会において発言し、議決に参加することができる。

5 代理人を出席させることができない委員は、会長を通じて、当該協議会に付議される事項について、書面により意見を提出することができる。

(異動等の報告)

第4条 委員に異動等があったときは、その後任者は、直ちに、その役職名、氏名及び異動年月日を、会長に報告しなければならない。

(事務局)

第5条 協議会の事務を処理するため、事務局を大和市国民保護主管課に置く。

(記録)

第6条 事務局長は、次の各号に定める事項を記載した記録を作成し、保管する。

2 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 会議の開催日時と会場

(2) 出席者の職名及び氏名

(3) 会議に付した案件及び議事の経過

(4) 議決事項

(5) その他参考事項

3 議事録は、会長の確認により確定するものとする。

4 会議録の保存年限は、5年とする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成18年2月20日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

1-2-5 大和市国民保護協議会傍聴要領

最終改正：平成18年2月20日

(趣旨)

第1条 この要領は、大和市国民保護協議会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の決定等)

第3条 一般席の定数は、会議の都度、会長が会議室の収用人員等を考慮して定める。

2 大和市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第7条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(雑則)

第8条 この要領に定めのない事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成18年2月20日から施行する。

1-2-6 大和市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要領

平成19年4月1日
最終改正:平成21年4月1日

目次

- 第1章 総則
- 第2章 特殊標章の交付等
- 第3章 身分証明書の交付等
- 第4章 保管及び返納
- 第5章 濫用の禁止等
- 第6章 雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知)に基づき、大和市の武力攻撃事態等における特殊標章等(国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。)の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

- 第2条 この要領において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。
- 2 この要領において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

(交付の対象者)

- 第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。
- (1) 市の職員(消防長の所轄の消防職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (2) 消防団長及び消防団員
 - (3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

- 第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(別記様式1)に登録し、特殊標章等を作成して交付する。
- 2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書(別記様式2)による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(別記様式1)に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

第2章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付)

第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章(以下「腕章等」という。)を交付するものとする。

2 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者(前項において掲げる者を除く。)並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下「場所等」という。)を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章(以下「旗等」という。)をあわせて、交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書(別記様式3)により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付)

第10条 市長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書(以下「身分証明書」という。)を交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(別記様式4)により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

第4章 保管及び返納

(保管)

第14条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第6章 雑則

(雑則)

第18条 この要領に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

(交付及び管理)

第19条 大和市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、国民保護主管課が行うものとする。

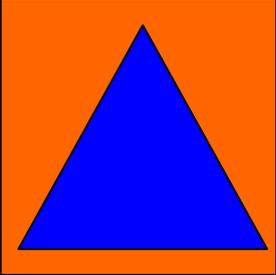
附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

別紙(第2条関係)

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		<p>①オレンジ色地に青色の正三角形とする。</p> <p>②三角形の一の角が垂直に上を向いている。</p> <p>③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。</p> <p>※一連の登録番号を表面右下すみに付ける。 (例:大和市 1)</p>
帽 章	帽子(ヘルメットを含む。)の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面、後面及び上部に表示		

別図（第2条関係）

表面

	大和市長	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名／Name		
生年月日／Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議案書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacities		
交付等の年月日／Date of issue	証明書番号／No. Of card	
許可権者の署名／Signature of issuing authority		
有効期間の満了日／Date of expiry		

裏面

身長／Height	眼の色／Eyes	頭髪の色／Hair
その他の特徴又は情報／Other distinguishing marks of information 血液型／Blood type		
所有者の写真 ／PHOTO OF HOLDER		
印章／Stamp	所有者の署名／Signature of holder	

日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル）

別記様式2(第4条関係)

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

大和市長 殿

私は、国民保護法第 158 条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名:(漢 字) (ローマ字)	生年月日(西暦) 年 月 日
申請者の連絡先 住 所:〒 電話番号: E-mail :	写 真 縦 4 cm×横 3 cm (身分証明書の交 付又は使用許可 の場合のみ)
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載)	
身 長: cm	眼の色:
頭髪の色:	血液型: (Rh 因子)
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)	
.....	
(許可権者使用欄)	
資格	:
証明書番号	: 交付等の年月日:
有効期間の満了日:
返納日	:

別記様式3(第11条関係)

特 殊 標 章 再 交 付 申 請 書

年 月 日	
大和市長 殿	
申請者	
住所	(電話)
氏名	印
1 紛失(破損等)した特殊標章の種別及び登録番号 2 紛失(破損等)年月日 3 紛失の状況(破損等の理由) 4 その他必要な事項	
※受 付 欄	※経 過 欄

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4 とする。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

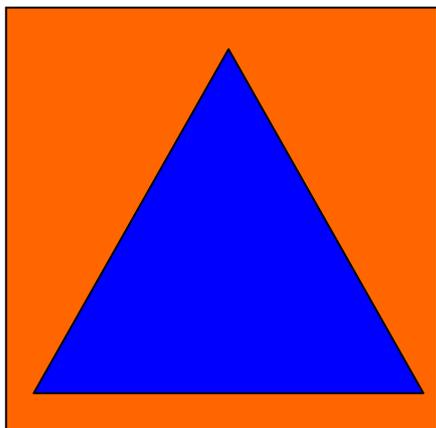
身 分 証 明 書 再 交 付 申 請 書

年 月 日	
大和市長 殿	
申請者	
住所	(電話)
氏名	印
1 旧身分証明書番号	
2 理 由	
3 その他必要な事項	
※受 付 欄	※経 過 欄

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
- 3 紛失の場合には、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
- 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
- 5 ※印の欄は、記入しないこと。

特殊標章及び身分証明書

特殊標章



- 特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として 次の条件を満たすもの。
 - (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付ける場合には、その三角形の下地は部分、オレンジ色とすること。
 - (イ) 三角形の一角が垂直に上を向いていること。
 - (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- 特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- 特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色 (CMYK値:C-0, M-36, Y-100, K-0, RGB値:#FFA500) を青色の正三角形の部分については青色 (CMYK値:C-100, M-100, Y-0, K-0, RGB値:#0000FF) を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げない。

身分証明書

表面	
	大和市長
	
身分証明書 IDENTITY CARD	
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel	
氏名/Name	
生年月日/Date of birth	
<p style="font-size: small;">この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議案書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>	
交付等の年月日/Date of issue	証明書番号/No. Of card
許可権者の署名/Signature of issuing authority	
有効期間の満了日/Date of expiry	

裏面		
身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information 		
血液型/Blood type		
所有者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所有者の署名/Signature of holder	

【日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル)】
[赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン 様式4]

1-2-7 大和市消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要領

平成19年4月1日
最終改正:平成21年4月1日

目次

第1章	総則
第2章	特殊標章の交付等
第3章	身分証明書の交付等
第4章	保管及び返納
第5章	濫用の禁止等
第6章	雑則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知)に基づき、大和市消防本部の武力攻撃事態等における特殊標章等(国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。)の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

第2条 この要領において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。
2 この要領において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

(交付の対象者)

第3条 消防長は、武力攻撃事態等において国民保護法第16条の規定に基づき、消防長が実施する国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (2) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3) 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

第4条 消防長は、前条第1号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(別記様式1)に登録し、特殊標章等を作成して交付する。
2 消防長は、前条第2号及び第3号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書(別記様式2)による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳(別記様式1)に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

第2章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付)

第5条 消防長は、第3条第1号に掲げる者に対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章(以下「腕章等」という。)を交付するものとする。
2 消防長は、第3条第2号及び第3号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するも

のとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 消防長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等(以下「場所等」という。)を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章(以下「旗等」という。)をあわせて交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 消防長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条第2号及び第3号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 消防長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 消防長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、消防長は必要と認めるときは、特殊標章を交付した者に対して返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 消防長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書(別記様式3)により、速やかに消防長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付)

第10条 消防長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書(以下「身分証明書」という。)を交付するものとする。

2 消防長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 消防長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 消防長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(別記様式4)により、速やかに消防長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により、消防長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者がそ

の身分を失ったときまでとする。

- 2 第10条第2項の規定により消防長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、消防長が必要と認める期間とする。
- 3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

第4章 保管及び返納

(保管)

第14条 消防長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 消防長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。
- 3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護 措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていないなければならない。

(周知)

第17条 消防長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第6章 雑則

(雑則)

第18条 この要領に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

(交付及び管理)

第19条 大和市消防本部における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、総務担当課が行うこととする。

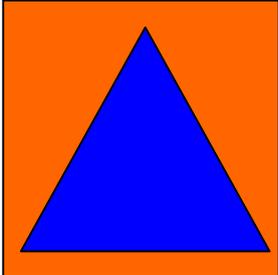
附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

別紙(第2条関係)

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		<p>①オレンジ色地に青色の正三角形とする。</p> <p>②三角形の一の角が垂直に上を向いている。</p> <p>③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。</p> <p>※一連の登録番号を表面右下すみに付ける。 (例:大和市消防本部I)</p>
帽 章	帽子(ヘルメットを含む。)の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面、後面及び上部に表示		

別図（第2条関係）

表面

	大和市長	
<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議案書 I）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		
交付等の年月日/Date of issue	証明書番号/No. Of card	
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information 血液型/Blood type		
所有者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所有者の署名/Signature of holder	

日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル）

別記様式2(第4条関係)

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

大和市長 殿

私は、国民保護法第 158 条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名:(漢 字) (ローマ字)	生年月日(西暦) 年 月 日
申請者の連絡先 住 所:〒 電話番号: E-mail :	写 真 縦 4 cm×横 3 cm (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ)
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長: cm 眼の色: 頭髪の色: 血液型: (Rh 因子)	
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)	
(許可権者使用欄) 資格 : 証明書番号 : 交付等の年月日: 有効期間の満了日: 返納日 :	

別記様式3(第11条関係)

特 殊 標 章 再 交 付 申 請 書

年 月 日	
大和市消防長 殿	
申請者	
住所	(電話)
氏名	印
1 紛失(破損等)した特殊標章の種別及び登録番号 2 紛失(破損等)年月日 3 紛失の状況(破損等の理由) 4 その他必要な事項	
※受 付 欄	※経 過 欄

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

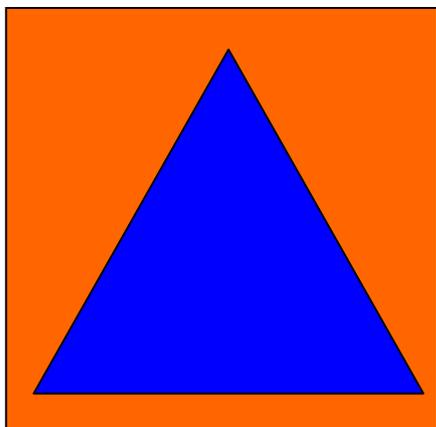
身 分 証 明 書 再 交 付 申 請 書

	年 月 日
<p>大和市消防長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">住所 (電話)</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p>	
<p>1 旧身分証明書番号</p> <p>2 理 由</p> <p>3 その他必要な事項</p>	
※受 付 欄	※経 過 欄

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
- 3 紛失の場合には、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
- 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
- 5 ※印の欄は、記入しないこと。

特殊標章及び身分証明書

特殊標章



- 特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として 次の条件を満たすもの。
 - (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付ける場合には、その三角形の下地に部分は、オレンジ色とすること。
 - (イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- 特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- 特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色 (CMYK値:C-0, M-36, Y-100, K-0, RGB値:#FFA500) を青色の正三角形の部分については青色 (CMYK値:C-100, M-100, Y-0, K-0, RGB値:#0000FF) を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げない。

身分証明書

表面	
	大和市長
	
身分証明書 IDENTITY CARD	
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel	
氏名/Name	
生年月日/Date of birth	
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議案書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as	
交付等の年月日/Date of issue	証明書番号/No. Of card
許可権者の署名/Signature of issuing authority	
有効期間の満了日/Date of expiry	

裏面		
身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information		
血液型/Blood type		
所有者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所有者の署名/Signature of holder	

【日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル)】

[赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン 様式4]

2 避難

2-1 人口等

2-1-1 地区別人口と世帯

(令和7年4月1日現在)

番号	地区名	世帯数	人口		
			合計	男	女
	総数	117,638	244,280	121,390	122,890
1	公所	2,640	6,163	3,078	3,085
2	つきみ野一丁目	1,947	5,102	2,530	2,572
	つきみ野二丁目	426	1,020	514	506
	つきみ野三丁目	648	1,574	758	816
	つきみ野四丁目	553	1,167	539	628
	つきみ野五丁目	674	1,549	717	832
	つきみ野六丁目	416	1,057	518	539
	つきみ野七丁目	381	852	401	451
	つきみ野八丁目	512	1,109	496	613
3	中央林間一丁目	1,474	2,865	1,352	1,513
	中央林間二丁目	1,846	3,470	1,779	1,691
	中央林間三丁目	1,609	2,681	1,332	1,349
	中央林間四丁目	1,731	3,036	1,451	1,585
	中央林間五丁目	1,849	3,339	1,630	1,709
	中央林間六丁目	1,403	2,732	1,348	1,384
	中央林間七丁目	1,078	2,954	1,447	1,507
	中央林間八丁目	958	2,151	1,075	1,076
	中央林間九丁目	513	1,430	657	773
4	中央林間西一丁目	335	761	367	394
	中央林間西二丁目	460	1,072	530	542
	中央林間西三丁目	169	422	213	209
	中央林間西四丁目	593	1,385	691	694
	中央林間西五丁目	708	1,724	862	862
	中央林間西六丁目	494	1,275	667	608
	中央林間西七丁目	0	0	0	0
5	南林間一丁目	1,512	2,450	1,191	1,259
	南林間二丁目	1,046	1,768	911	857

番号	地区名	世帯数	人口		
			合計	男	女
5	南林間三丁目	509	1,048	511	537
	南林間四丁目	865	1,552	801	751
	南林間五丁目	847	1,605	795	810
	南林間六丁目	1,649	3,502	1,764	1,738
	南林間七丁目	1,303	2,750	1,357	1,393
	南林間八丁目	1,066	2,181	1,109	1,072
	南林間九丁目	161	501	223	278
6	林間一丁目	1,857	3,264	1,617	1,647
	林間二丁目	1,844	3,273	1,648	1,625
	林間東	634	1,351	671	680
7	下鶴間	6,853	15,739	7,897	7,842
	下鶴間一丁目	0	0	0	0
	下鶴間二丁目	1,920	4,692	2,278	2,414
8	鶴間一丁目	1,934	3,632	1,819	1,813
	鶴間二丁目	1,722	3,268	1,685	1,583
9	西鶴間一丁目	1,485	2,135	1,101	1,034
	西鶴間二丁目	1,330	2,710	1,317	1,393
	西鶴間三丁目	1,174	2,295	1,096	1,199
	西鶴間四丁目	1,182	2,336	1,183	1,153
	西鶴間五丁目	685	1,310	695	615
	西鶴間六丁目	859	1,955	949	1,006
	西鶴間七丁目	790	1,763	881	882
	西鶴間八丁目	265	639	270	369
10	上草柳	1,510	3,491	1,768	1,723
11	桜森一丁目	445	909	443	466
	桜森二丁目	1,545	2,609	1,353	1,256
	桜森三丁目	1,124	1,973	991	982
12	上草柳一丁目	489	979	474	505
	上草柳二丁目	768	1,656	806	850
	上草柳三丁目	772	1,642	852	790
	上草柳四丁目	278	627	315	312
	上草柳五丁目	70	147	78	69

番号	地区名	世帯数	人口		
			合計	男	女
12	上草柳六丁目	626	1,425	733	692
	上草柳七丁目	549	1,074	546	528
	上草柳八丁目	1,010	2,310	1,144	1,166
	上草柳九丁目	499	1,180	582	598
13	深見西一丁目	370	668	349	319
	深見西二丁目	1,331	2,840	1,462	1,378
	深見西三丁目	125	472	246	226
	深見西四丁目	542	1,268	651	617
	深見西五丁目	17	24	17	7
	深見西六丁目	283	587	298	289
	深見西七丁目	250	541	270	271
	深見西八丁目	413	916	453	463
14	深見東一丁目	422	934	463	471
	深見東二丁目	144	305	155	150
	深見東三丁目	384	911	450	461
15	深見上	1,139	2,881	1,397	1,484
16	深見下	1,998	4,403	2,241	2,162
17	深見台一丁目	805	1,901	914	987
	深見台二丁目	426	845	442	403
	深見台三丁目	271	479	257	222
	深見台四丁目	610	1,287	664	623
18	大和東一丁目	634	1,113	570	543
	大和東二丁目	889	1,247	690	557
	大和東三丁目	1,552	2,553	1,297	1,256
19	大和南一丁目	546	846	436	410
	大和南二丁目	1,312	2,513	1,206	1,307
20	中央一丁目	326	570	274	296
	中央二丁目	1,226	2,018	1,023	995
	中央三丁目	774	1,488	732	756
	中央四丁目	1,000	1,977	980	997
	中央五丁目	1,331	2,356	1,127	1,229
	中央六丁目	875	1,702	852	850

番号	地区名	世帯数	人口		
			合計	男	女
20	中央七丁目	830	1,513	760	753
21	草柳一丁目	595	1,268	617	651
21	草柳二丁目	707	1,546	746	800
	草柳三丁目	206	438	211	227
22	柳橋一丁目	597	1,416	695	721
	柳橋二丁目	791	1,619	795	824
	柳橋三丁目	1,201	2,355	1,063	1,292
	柳橋四丁目	551	1,221	625	596
	柳橋五丁目	329	605	355	250
23	福田一丁目	539	989	482	507
	福田二丁目	790	1,413	706	707
	福田三丁目	486	882	472	410
	福田四丁目	637	1,315	666	649
	福田五丁目	593	1,245	622	623
	福田六丁目	444	793	413	380
	福田七丁目	935	2,055	1,036	1,019
	福田八丁目	657	1,343	660	683
24	相鉄コープ	142	268	131	137
	桜丘	3,648	7,557	3,745	3,812
25	上和田	2,405	5,666	2,817	2,849
26	上和田団地	1,302	2,132	1,071	1,061
27	代官一丁目	551	1,116	573	543
	代官二丁目	398	948	476	472
	代官三丁目	374	877	426	451
	代官四丁目	409	970	489	481
28	田中	642	1,458	693	765
29	中・下福田	4,598	11,573	5,939	5,633
30	渋谷一丁目	386	769	362	408
	渋谷二丁目	442	876	452	424
	渋谷三丁目	269	569	281	288
	渋谷四丁目	279	543	279	264
	渋谷五丁目	746	1,368	675	693

番号	地区名	世帯数	人口		
			合計	男	女
20	渋谷六丁目	345	653	288	365
	渋谷七丁目	410	803	361	442
	渋谷八丁目	424	888	426	462
31	高等町	551	1,231	584	647
32	下和田	725	1,865	886	979
33	県営いちょう団地	1,115	1,858	790	1,068

(大和市総務部総務課データ)

2-1-2 昼夜間人口

神奈川県昼間人口、夜間人口及び昼夜間人口比率

(令和2年10月1日現在)

	昼間人口(人)	夜間人口(人)	昼夜間人口比率
神奈川県	8,305,714	9,237,337	89.9
大和市	195,844	239,169	81.9

(国勢調査データ)

大和市昼夜間人口及び流出入人口

(令和2年10月1日現在)

単位:人

常住地による人口 (夜間人口) A			市外からの通勤・通学者数 (流入人口) B			市外への通勤・通学者数 (流出人口) C		
総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
239,169	119,582	119,587	37,251	21,495	15,756	67,200	41,747	25,453

流入超過人口 B-C			従業地・通学地による人口 (昼間人口) D=A+B-C			昼夜間人口比率 D/A×100		
総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
△ 29,949	△ 20,252	△ 9,697	209,220	99,330	109,890	87.5	83.1	91.9

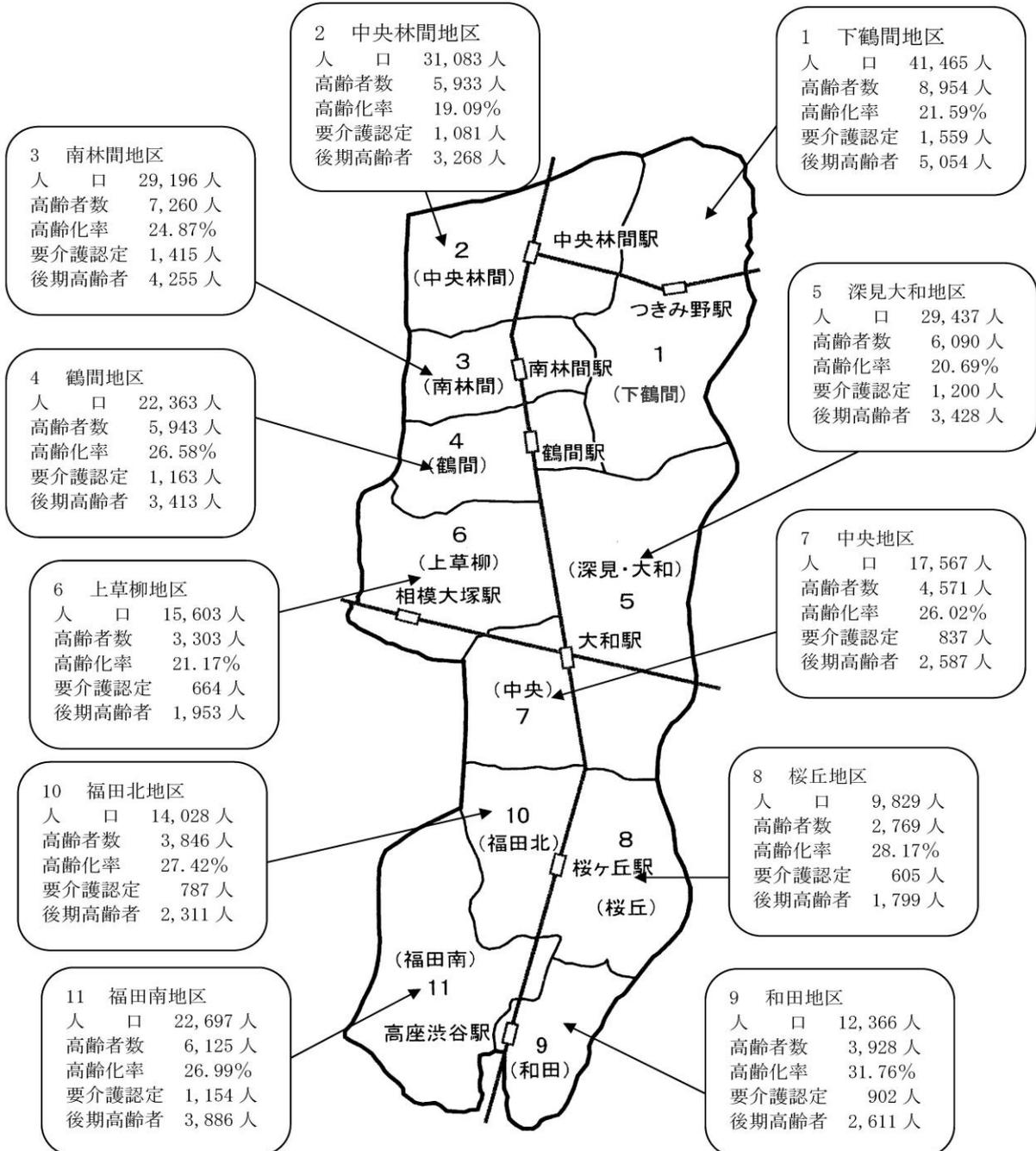
(国勢調査データ)

2-1-3 大和市日常生活圏域高齢者等統計

(2025(令和7)年4月1日現在)

全人口	245,635人(+182)	高齢者人口(65歳以上)	58,722人(+18)
		(内訳 前期高齢者	24,157人 後期高齢者(75歳以上) 34,565人)
高齢化率	23.91%(-0.01%)		
要介護認定者	11,367人(+10)	(内訳 1号	11,051人 2号(40~64歳) 316人)
		高齢者人口のうち、要介護認定された人の割合	18.82%(+0.02%)
要支援	1 1,263人 2 1,705人		
要介護	1 2,502人 2 2,131人 3 1,503人 4 1,366人 5 897人		

※()内の数字は対前月比



(大和市あんしん福祉部人生100年推進課データ)

2-1-4 指定避難所一覧

令和7年4月1日現在

No.	避難施設名	所在地	面積(m ²)
1	北大和小学校	大和市 下鶴間685	666
2	緑野小学校	大和市 中央林間西5-3-1	969
3	林間小学校	大和市 林間1-5-18	690
4	西鶴間小学校	大和市 西鶴間2-25-43	690
5	大和小学校	大和市 深見西8-7-1	1,130
6	草柳小学校	大和市 中央3-6-1	913
7	深見小学校	大和市 深見台2-9-1	913
8	桜丘小学校	大和市 上和田832	913
9	渋谷小学校	大和市 下和田929	968
10	上和田小学校	大和市 上和田2695	666
11	柳橋小学校	大和市 柳橋1-17-7	686
12	南林間小学校	大和市 南林間9-3-2	666
13	福田小学校	大和市 福田5-22-1	666
14	大野原小学校	大和市 上草柳7-4-26	666
15	下福田小学校	大和市 福田570	729
16	大和東小学校	大和市 深見1805	715
17	文ヶ岡小学校	大和市 桜森3-16-31	727
18	中央林間小学校	大和市 下鶴間1450-29	715
19	引地台小学校	大和市 草柳3-1-2	729
20	大和中学校	大和市 深見西7-5-1	970
21	光丘中学校	大和市 大和南2-11-1	1,230
22	渋谷中学校	大和市 下和田49	1,109
23	つきみ野中学校	大和市 つきみ野3-5-1	1,120
24	鶴間中学校	大和市 下鶴間3016	925
25	引地台中学校	大和市 柳橋4-5050	925
26	上和田中学校	大和市 上和田1314-1	932
27	南林間中学校	大和市 南林間9-3-1	937
28	下福田中学校	大和市 福田1569-1	924
29	県立大和高校	大和市 つきみ野3-4	971
30	県立大和南高校	大和市 上和田2557	958
31	県立大和東高校	大和市 深見1760	1,019

No.	避難施設名	所在地	面積(m ²)
32	県立大和西高校	大和市 南林間9-5-1	921
33	コミュニティセンター上草柳会館	大和市 上草柳5-3-11	181
34	コミュニティセンター上和田会館	大和市 上和田2700-18	249
35	コミュニティセンター草柳会館	大和市 下草柳552-1	249
36	コミュニティセンター公所会館	大和市 下鶴間504-1	251
37	コミュニティセンター桜丘会館	大和市 上和田860-1	266
38	コミュニティセンター桜森会館	大和市 桜森3-5-21	250
39	コミュニティセンター下草柳会館	大和市 中央6-5-19	261
40	コミュニティセンター下鶴間会館	大和市 下鶴間2516-2	274
41	コミュニティセンター下福田会館	大和市 福田611-1	261
42	コミュニティセンター下和田会館	大和市 下和田791-2	232
43	コミュニティセンター中央林間会館	大和市 中央林間6-26-7	229
44	コミュニティセンター鶴間会館	大和市 鶴間2-12-35	260
45	コミュニティセンター西鶴間会館	大和市 西鶴間2-4-20	260
46	コミュニティセンター深見北会館	大和市 深見498-5	243
47	コミュニティセンター深見中会館	大和市 深見台4-10-29	262
48	コミュニティセンター深見南会館	大和市 深見台1-9-19	235
49	コミュニティセンター福田会館	大和市 代官1-22-3	235
50	コミュニティセンター緑野会館	大和市 中央林間西4-27-3	236
51	コミュニティセンター南林間会館	大和市 南林間7-14-24	256
52	コミュニティセンター柳橋会館	大和市 柳橋2-12-2	237
53	障害福祉センター松風園	大和市 西鶴間2-24-1	395
54	保健福祉センター	大和市 鶴間1-31-7	889
55	県厚木保健福祉事務所 大和センター	大和市 中央1-5-26	1,342
計			35,311

※面積は小中学校学校及び高等学校にあつては体育館
その他の施設にあつては、宿泊可能な部屋等
網掛け箇所は国民保護における県指定の避難所

2-1-5 災害対策用備蓄倉庫一覧

(令和7年4月1日現在)

No.	倉庫No.	設置場所	床面積(㎡)	設置年度	備考
1	1	大和市役所	14.4	S61年度	
2	2	上和田小学校	14.4	S61年度	
3	4	文ヶ岡小学校	18.84	R5年度	S57年度設置 (5年度更新)
4	6	北大和小学校	14.4	S57年度	
5	7	緑野小学校	14.4	S57年度	
6	9	引地台中学校	15.9	H24年度	
7	10	南林間小学校	14.4	S59年度	
8	11	鶴間中学校	14.4	S59年度	
9	12	下福田中学校	14.4	S59年度	
10	13	草柳小学校	14.4	S60年度	
11	14	深見小学校	14.4	S60年度	
12	15	桜丘小学校	14.4	S60年度	
13	16	林間小学校	13.4	H7年度	
14	17	大和小学校	13.4	H7年度	
15	18	福田小学校	13.4	H7年度	
16	19	大野原小学校	13.4	H7年度	
17	20	引地台小学校	13.4	H7年度	
18	22	つきみ野中学校	13.4	H7年度	
19	23	南林間中学校	13.4	H7年度	
20	27	上和田中学校	15.9	H12年度	
21	28	西鶴間小学校	15.9	H13年度	
22	29	大和中学校	15.9	H13年度	
23	30	下福田小学校	15.9	H13年度	
24	31	中央林間小学校	13.4	H14年度	
25	32	大和東小学校	13.4	H14年度	
26	33	柳橋小学校	13.4	H14年度	
27	34	渋谷小学校	13.4	H15年度	
28	35	大和南高校	13.4	H15年度	
29	36	大和高校	13.4	H16年度	
30	37	大和東高校	13.4	H16年度	
31	38	大和西高校	13.4	H17年度	
32	39	大和学園聖セシリア	13.4	H17年度	
33	部室棟	光丘中学校	20.5	H20年度	施設の一部を利用
34	部室棟	渋谷中学校	20.0	H16年度	施設の一部を利用
35		大和ゆとりの森仲良しプラザ	716.8	H24年度	施設の一部を利用
36		やまと防災パーク	463.8	令和元年度	
37		大和スタジアム地下	169.0	H8年度	施設の一部を利用
38	倉庫1	文化創造拠点 シリウス	45.0	H28年度	施設の一部を利用
	倉庫3		10.1	H28年度	施設の一部を利用
	倉庫4		22.2	H28年度	施設の一部を利用
39		市民交流拠点ポラリス	31.5	H30年度	施設の一部を利用
40		つきみ野学習センター	10.6	R5年度	施設の一部を利用

No.	倉庫No.	設置場所	床面積(m ²)	設置年度	備考
41		桜丘学習センター	5.5	R2年度	施設の一部を利用
42		渋谷学習センター	18.26	R2年度	施設の一部を利用
43		リラの丘公園	14.4		UR(都市基盤整備公団)から寄付
44		やまと公園	14.59	R1年度	
45	26	消防署北分署	15.9	H12年度	
46		こどもの城	16.92	R3年度	

2-1-6 備蓄品一覧

(令和7年4月1日現在)

分類	品目		数量	単位
食糧・飲料水	粉ミルク		68	kg
	水(ペットボトル)		13,152	リットル
	パン		64,350	缶
	やわらかごはん		118,475	袋
	ようかん		18,500	本
衣料・寝具・日用 雑貨	毛布(アルミヒート含む)		41,640	枚
	紙おむつ	小人	15,318	枚
		大人	4,606	枚
	生理用品		14,412	枚
ウェットタオル		36,000	枚	
応急対策・生活 用資機材	発電機(ガソリン式)		103	台
	投光器		109	台
	防水シート(ブルーシート)		1,588	枚
	土のう		2,000	個
	テント		40	張
	トイレ	仮設	156	台
		内要援護者対応型	102	台
		簡易(携帯)	182,120	個
	応急給水用資機材		101	台
	濾水機		28	台
	災害用救助工具セット		63	個
	冷暖房機材(ストーブ)		20	台
	冷暖房機材(扇風機)		103	台
ガソリン		264	リットル	

2-2 交通

2-2-1 大和市内の一般国道・県道の状況

1) 一般国道

(令和7年3月31日現在)

名 称	延長(m)
国道16号	1,180
国道246号大和厚木バイパス	3,740
国道467号	7,391
合 計	12,311

(大和市まちづくり部データ)

2) 県道

(令和7年3月31日現在)

名 称	延長(m)
県道40号(横浜厚木線)	4,175
県道45号(丸子中山茅ヶ崎線)	3,253
県道50号(座間大和線)	3,019
県道56号(目黒町町田線)	2,444
県道451号(藤沢大和自転車道)	6,144
合 計	19,035

(大和市まちづくり部データ)

3) その他

(令和7年3月31日現在)

名 称	延長(m)
東名高速道路 キロポスト22.04(横浜市境) ~25.97(綾瀬市境)	3,900

(大和市まちづくり部データ)

2-2-2 大和市幹線道路一覧

(令和7年3月31日現在)

幹線1級		幹線2級	
番号	名称	番号	名称
1	公所相模原線	1	公所つきみ野線
2	公所中央林間線	2	つきみ野86号
3	南林間駅東線	3	林間山王原線
4	南林間座間線	4	新町子安線
5	南大和相模原線	5	坂上一の関線
6	福田相模原線1号	6	城山宮下線
7	鶴間宿線	7	東原桜森線
8	水窪座間線	8	入村扇野線
9	城山泉の森線	9	相模大塚駅南線
10	三ツ境下草柳線	10	桜森蓼川線
11	深見草柳線	11	引地台線
12	新道下篠山線	12	桜ヶ丘境橋線
13	久田山谷路線	13	光ヶ丘久田線
14	福田相模原線2号	14	大塚戸桜山線
15	福田相模原線3号	15	桜ヶ丘宮久保線
16	本町通り線	16	新道下南庭線
17	大和駅南線	17	中福田南庭線
18	福田相模原線4号	18	上和田仲通り線
19	高座渋谷駅東線	19	高座渋谷代官庭線
20	高座渋谷駅西線	20	福田原高座渋谷線
		21	山谷福田橋線
		22	緑橋山谷線
		23	内山38号
		24	公所山谷線

※幹線1級:地方生活圏及び大都市圏域の基幹的道路網を形成するのに必要な道路

幹線2級:幹線1級市町村道以上の道路を補完し、基礎道路網の形成に必要な道路

(大和市まちづくり部データ)

2-3 その他

2-3-1 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方

(平成 17 年 8 月 31 日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡)

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)第 16 条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物(以下「危険動物」という。)等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにゲージ(おり)等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組(関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等)を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3 緊急対策事態における動物の保護等

緊急対策事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

大和市国民保護計画(資料編)

令和4年10月

令和8年3月

編集・発行 大和市市長室危機管理課

〒242-8601

神奈川県大和市下鶴間一丁目1番1号

電話 046(263)1111(代)
